

みなべ町障害者活躍推進計画

機関名	みなべ町 みなべ町教育委員会
任命権者	みなべ町長 みなべ町教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
みなべ町における障害者雇用に関する課題	<p>みなべ町においては、これまで計画に基づく採用等により雇用推進に努めてきた。今後、退職等による人数の変動や、令和8年度からの法定雇用率の段階的な引き上げ（3.0%）が見込まれるため、引き続き積極的な募集・採用を実施していく必要がある。</p> <p>また、採用した障害者である職員の活躍のためには、多様な働き方への対応や全職員の理解促進を含め、さらなる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.27%（法定雇用率2.5%）</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報時に職員の定着状況の把握を行う。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者雇用推進チームを設置し、計画の実施状況の点検・見直し等を行う。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口は、総務課人事係が担当する。必要に応じてハローワーク等の外部支援機関と連携体制を構築し、相談先を整理する。</p>
（2）人材面	<p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任する。</p> <p>○労働局が開催する各種障害者雇用等に関する講座・研修会への受講案内を行い、参加を募る。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、和歌山労働局等に相談しつつ、障害の程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について定期的に検討を行う。新規採用時や部署異動時等に面談を行い、適切なマッチングができているか点検する。</p>

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、適宜、障害特性に配慮した選考方法の実施や職務の選定を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○本人の希望や状況に応じ、短時間勤務制度や時差出勤などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。
(4) その他の人事管理	○必要に応じて随時面談等を実施し、状況把握、体調への配慮を行う。 ○中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、必要に応じて実務研修等の教育訓練の機会を提供する。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、通院への配慮等を行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。